|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 共用設備センター依頼分析申込書  　　年　　月　　日  北見工業大学共用設備センター長　殿  申込者 〒（ － ）  　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　所  　　　　　　　　　　　　　　　　　　組 織 名  職・氏名 　　　　　　　　　 印  　　　　　　　　　　　　　　　　　　連絡先電話番号  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 連絡先e-mail | | |
| 同意欄 | | □　裏面の依頼分析約款に同意し、以下の分析を申込みます |
| 件名 |  | |
| 依頼  内容 | （使用する分析機器、分析を希望する項目、データ処理の方法、分析結果通知の希望時期等をご記入ください） | |
| 試料  内容 | （使用条件、保管条件、処理条件、返却の有無等をご記入ください） | |
| 分析結果  保管希望 | （分析結果の保管（１年間を限度とする）の希望の有無を☑でご記入ください）  　□　破棄する　　□　保管を希望する（　　　年　　月まで） | |
| 特記  事項 | （試料の安全衛生上及び法律上の注意がありましたらご記入ください） | |

別紙様式第1号(第2条関係)

依頼分析約款

本約款は、北見工業大学共用設備センター(以下「センター」という。)がセンターにおける依頼分析実施要領第2条に定める分析を依頼しようとする者(以下「依頼者」という。)から依頼を受けて行う分析の業務(以下「依頼分析」という。)を遂行するための、センター及び依頼者の基本的な合意事項を定めるものとする。

(契約の成立)

第1条　依頼分析は、本約款に定める事項を許諾のうえ、センターが指定する依頼分析申込書(以下「申込書」という。)により行い、センター長が承諾したときに当該依頼分析に係る契約が成立するものとする。ただし、申込書の記載事項については、契約の成否にかかわらず第7条の規定を適用するものとする。

2　センター長は、受入れの可否について、依頼分析通知書により依頼者に通知する。

(受入れの可否等)

第2条　依頼分析は、センター長が北見工業大学(以下「本学」という。)の教育研究を実施するにあたり支障がないと認めた場合で、次の各号のすべてに該当するときは、受け入れるものとする。

1. 依頼者は、別に定める料金を、本学の発行する請求書により本学の定める納入期限までに納入しなければならない。
2. 依頼分析を行うために提出された試料等(以下「試料等」という。)の搬入及び搬出は、すべて依頼者が行う。

(納入料金の返還等)

第3条　本学は、依頼者からの申出により依頼分析を中止した場合においても、納入された料金は返還しない。ただし、センター長が特別の事由があると認めたときは、その全部又は一部を返還することがある。

2　本学は、次に掲げる場合には、依頼者の受ける損害に対する責任を負わない。

　(1)　やむを得ない事由によって依頼分析を中止したため損害が生じた場合。

　(2)　試料等に損傷が生じた場合。

(試料等の再提出)

第4条　本学は、依頼分析の実施にあたり、センター長が必要と認めたときは、センターは依頼者に対し、試料等の再提出を求めることができる。

(依頼分析の実施)

第5条　依頼分析は、担当者が申込書の範囲に従って行うものとする。

2　センターは、分析が終了した後、速やかに依頼分析結果報告書により通知する。

3　機器の不測の故障、分析担当者の急病、天災等やむを得ない事由が生じた場合などにより予定期日内に分析できなくなった場合には、分析の延期又は中止についてセンター及び依頼者で協議し決定する。

(試料の提供・破棄)

第6条　依頼者は、本依頼分析の実施に関し必要な試料を提供するものとする。ただし、センターは、試料が毒物や法律等に抵触するものである場合、設備を破損する恐れのある場合、又は受入れできない試料と判断した場合については、受入れを拒否することができる。

2　前項に関連し、試料の安全衛生上の注意、毒性又は薬理活性が判明している場合は、その情報を本学にあらかじめ開示するものとする。

3　センターは、分析に用いた試料、分析のために調整した試料及び残余試料について、依頼者との協議により破棄又は依頼者へ返還する。

4　試料の送付及び返還及び破棄に関わる費用は、依頼者が支払うものとする。

(秘密の保持)

第7条　センター及び依頼者は、依頼分析の実施にあたり、相手方より開示若しくは提供を受け又は相手方より知り得た技術上及び営業上の情報で秘密の指定があったものについて、関係者以外に開示・漏洩してはならない。また、相手方より開示を受けた情報に関する秘密について、当該関係者がその所属を離れた後も含め保持する義務を、当該関係者に対し負わせるものとする。ただし、次のいずれかに該当する情報については、この限りではない。

(1)　開示を受け又は知得した際、既に自己が保有していたことを証明できる情報

(2)　開示を受け又は知得した際、既に公知となっている情報

(3)　開示を受け又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報

(4)　正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる情報

(5) 相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得していたことを証明できる情報

(6) 書面により事前に相手方の同意を得た情報

2　センター及び依頼者は、相手方より開示若しくは提供を受け又は知り得た技術上及び営業上の一切の情報を本依頼分析以外の目的に使用してはならない。ただし、書面により事前に相手方の同意を得た場合はこの限りではない。

　(分析結果の保管)

第8条　センターは、分析結果を依頼者に引き渡した時点をもって、分析結果の情報を保管せず、これを破棄するものとする。ただし、依頼者が一定期間の分析結果の保管を書面にて依頼する場合、センターは1年間を限度にそれを保管することができる。

2　前項で依頼者が保管を依頼した場合に、機器の破損等による不測の事態又はデータ等の再現手順の不一致によって分析結果が復旧できなくなった場合、本学は一切の保証をしないものとする。

　(保証責任)

第9条　センター及び依頼者は、自らが提供する情報や試料等の性能・品質・効果・評価結果等に関し、理由の如何を問わず、技術上・経済上・その他一切の事項についての保証責任を負わないものとする。

2　依頼者が本学の名称を使用して、分析で得られたデータの公表を希望する場合は、使用の都度、所定の申請書を事前にセンター長に提出し、承認を得なければならない。

　(有効期間)

第10条　本約款の有効期間は、センターの承諾日から3年間とする。ただし、センター及び依頼者が合意したときは、必要な期間これを短縮又は延長することができる。

　(反社会的勢力の排除)

第11条　センター及び依頼者は、自らが暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力のいずれにも該当しないことを表明かつ確約し、相手方がこれに違反した場合は、催告その他の手続を要せずに本契約を解除することができる。

2　センター及び依頼者は、前項の規定により本契約を解除した場合、違反した相手方に損害が生じてもこれを賠償する責を負わないものとする。

　(協議)

第12条　本契約に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、センター及び依頼者で協議のうえ、定めるものとする。